

【表紙】
【提出書類】 変更報告書No. 2
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 弁護士 金丸 絢子
同 澤井 俊之
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビル
弁護士法人 大江橋法律事務所
【報告義務発生日】 2025年8月29日
【提出日】 2025年9月2日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1 %以上減少したこと

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	玉井商船株式会社
証券コード	9127
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所スタンダード市場

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	B e n e d i c t B e h W e i H a o
住所又は本店所在地	シンガポール 229723 ケアンヒル・ロード
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	スタリオン・キャピタル・マネジメント・ピーティーイー・リミテッド (STALLION CAPITAL MANAGEMENT PTE LTD)
勤務先住所	シンガポール 307684、ノヴェナ・スクエア、トムソン・ロード 238A #25-07

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビル 弁護士法人 大江橋法律事務所 弁護士 金丸 絢子
電話番号	03 (5224) 5566 (代)

（２）【保有目的】

純投資

（３）【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	82,200		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 82,200	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （ $O+P+Q-R-S$ ）	T 82,200		
保有潜在株券等の数 （ $A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N$ ）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2025年8月29日現在）	V 1,932,000
上記提出者の株券等保有割合（％） （ $T / (U+V) \times 100$ ）	4.25
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	5.38

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年7月7日	株券	2,400	0.12	市場内	取得	
2025年7月8日	株券	1,700	0.09	市場内	取得	
2025年7月9日	株券	1,500	0.08	市場内	取得	
2025年7月10日	株券	3,600	0.19	市場内	取得	
2025年7月11日	株券	10,300	0.53	市場内	取得	
2025年7月14日	株券	27,100	1.40	市場内	取得	

2025年8月13日	株券	5,300	0.27	市場内	処分	
2025年8月14日	株券	8,100	0.42	市場内	処分	
2025年8月15日	株券	6,300	0.33	市場内	処分	
2025年8月29日	株券	21,800	1.13	市場内	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	150,425
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	150,425

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地